

通信販売のトラブル

生活 パイロット

県内では、通信販売に関するトラブルが発生しています。契約する際は注意してください。

【事例1】5カ月前にカタログ通信販売で、2万5千円の財布を代引きで購入した。自分が考えていたイメージと違うので、業者



たところ、「返品できない」と言っただけで、業者が「返品できない」と表示された。クーリングオフ

商品説明よく読んで

フできないか？

【事例2】テレビショッピングでサブリメントを購入した。1回だけのつもりだったのに、同じ業者からまた同じサブリメントが送られてきた。申し込んでいないので購入するつもりはない。返品したい。

【アドバイス】

▼通信販売では、返品できないと表示されていけば、原則それに従うことになりますので、「事例1」の場合、クーリングオフは適用されません。
▼「事例2」では、

商品を一度申し込むと継続購入になると説明がされていたものでした。テレビショッピングの説明内容や、商品と一緒に入っている手紙などをよく読み、十分に確認しましょう。
このようなトラブルが生じたときは、できるだけ早く、近くの市町村の消費生活相談窓口やアイネス(県消費生活センター)に相談してください。
(県消費生活・男女共同参画プラザ)アイネス、☎097・534・0999 消費生活相談電話